

Ⅱ 県内経済や県民生活の回復に向けた施策

1 県内経済を守る施策

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
43		中小企業者等向け セーフティネット 資金（新型コロナウイルス 対応枠） （予算額の内訳）	178,875	令和3年4月に創設したセーフティ ネット資金「新型コロナウイルス対応枠」に ついて、新型コロナウイルス感染症の影 響の長期化を踏まえ、引き続き保証料率 の引き下げを行い、中小企業者等の資金 繰りを支援 [融資枠] 50億円 [資金使途] 設備資金、運転資金 ※制度融資の既往債務の借換も可 [融資期間] 12年以内 （据置期間3年以内を含む） [融資限度額] 8,000万円 [融資利率] 年1.10%（責任共有外） 年1.25%（責任共有） [保証料率] 年0.30%	商工労働部 [中小企業課]
		保証料補給	178,875		
		現年度分	23,850		
		基金積立分	155,025		

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
44		新型コロナウイルス感染症対応資金 (中小企業者等向け)	95,253	令和2年度に融資した新型コロナウイルス感染症対応資金について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、返済計画の見直しが必要となった場合の利息の一部や保証料を支援 [支援内容] ①国庫補助制度分 据置期間を借入から3年以内の範囲内で延長可能とするとともに融資期間を12年以内の範囲内で延長可能とし、据置期間の延長に必要となる利息と保証料を補助 ※利息は当初3年間に限る ※据置期間を3年以上としている場合は対象外 ②県単独制度分 据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で変更可能とし、必要となる利息と保証料を補助 ※利息は当初3年間に限る ※R2に積立済みの基金の枠内で実施	商工労働部 [中小企業課]
		(予算額の内訳)			
		①国庫補助制度分	95,253		
		保証料	82,000		
		利息	13,253		

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
45		新型コロナウイルス感染症対策資金 (農業者、漁業者向け)	制度創設	<p>令和3年4月に創設した「新型コロナウイルス感染症対策資金」について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、引き続き実施し、農業者、漁業者の資金繰りを支援</p> <p>[融資枠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者 2億円 ・漁業者 1億円 <p>[資金使途]</p> <p>運転資金</p> <p>[融資期間]</p> <p>15年以内 (据置期間3年以内を含む)</p> <p>[融資限度額]</p> <p>前3か年のいずれかの年と比較して、年間販売額・年間水揚金額の減少額または減少見込額(1,200万円を限度)</p> <p>※令和2年度新型コロナウイルス感染症対策資金または令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金の利用者は、当該資金の積算対象期間以降における販売額・水揚金額の減少額又は減少見込額</p> <p>[融資利率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者 年0.1%(JAしまねの支援により当初5年間は無利子) ・漁業者 年0.1% <p>[保証料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者 年0.2% ・漁業者 年0.71%~1.09% 	農林水産部 [農業経営課] [沿岸漁業振興課]

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
46		水田農業経営安定 推進対策	140,750 [うち補正] 79,250	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要量が減少し、米価が下落していることから、農業経営を継続・安定させる取組を支援</p> <p>①県産米の販売力強化支援 県産米の契約数量の維持・拡大、販売単価の維持を図るためのJ A・生産者組織の取組を支援 [助成率] 1/2</p> <p>②需要に応じた生産の仕組みづくり セーフティネット加入や収益性の高い水田園芸等の他作物への転換に取り組む地域農業再生協議会の活動を支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 50万円</p> <p>③多収穫米施設等整備支援 【新規】 コスト削減のため多収穫米の生産面積拡大に必要な施設整備を支援 [助成対象者] 認定農業者、集落営農等 [助成率] 1/3 [助成上限額] 1,000万円</p> <p>④低コスト生産加速化支援 広域で低コスト生産の仕組みづくりに取り組む担い手の機械・施設整備を支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 500万円</p> <p>⑤主食用米からの作付転換支援 【新規】 ・加工用米や麦・大豆等の転換作物の作付、飼料用米の作付面積の拡大を支援 [助成額] ・転換作物の作付 加工用米 5,000円/10a 麦・大豆 2,500円/10a 高収益作物 10,000円/10a等 ・飼料用米の作付面積拡大 3,000円/10a ・主食用米から戦略作物等への作付転換に取り組む担い手の機械・施設整備を支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 500万円</p>	農林水産部 [農業経営課] [農畜産課]

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
47		浜田港コンテナ航路緊急対策支援事業	20,000	新型コロナウイルス感染症の影響による世界的なコンテナ需給のひっ迫や、浜田港国際コンテナ航路の船運賃高騰への対応として、緊急支援を実施	商工労働部 [しまねブランド推進課]
48		非正規労働者等の正社員化支援事業	2,911 [うち補正] 2,911	新型コロナウイルス感染症の影響により不安定な雇用状況にある非正規労働者の正社員化、及び人材不足業種への労働移動を進めるため、合同企業説明会を実施 [対象業種] 製造、建設、介護、IT など	商工労働部 [雇用政策課]
49		外国人材受入企業支援事業	20,254 [うち補正] 20,254	外国人技能実習生等を受け入れる県内小規模事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により入国時に必要となる一定期間の待機に要する宿泊費用の一部を助成 [助成上限額] 受け入れ1人あたり5万円	商工労働部 [雇用政策課]

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
50		若年者の県内就職の促進	82,460 [うち補正] 31,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により学生の就職活動に制限がかかる中、県内外の学生や保護者等に県内企業で働く魅力を伝え、学生の県内就職を促進</p> <p>[実施内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若者の県内就職の促進に関する業務協定」により連携する(株)マイナビのサイトに島根県のポータルページを開設するとともに、県外の合同企業説明会に島根ブースを出展 【新規】 ・保護者向けの情報発信や就活セミナーを開催 ・就職活動の本格化にあわせて、WEB合同説明会として県内200社の動画を公開 ・大学を巡回「キャラバン」して、就職活動中の女子学生に、文系女子が活躍している職種をPR ・女子学生の就職活動を支援するため、企業が取り組む若者を惹きつける情報発信の改善「採用ブランディング」を支援 <p>[助成率] 1/2 [助成上限額] 300万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業が大手就活サイトを活用して情報発信を強化する際に必要な登録経費の一部を助成 <p>[助成率] 1/3 [助成上限額] 30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家を派遣し、県内企業の採用活動の改善に向けた分析・助言を実施 	商工労働部 [雇用政策課]
51		島根の職人育成事業	18,289 [うち補正] 8,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により職人の育成・確保の取組が制限される中、次世代を担う技能者の確保に向けた取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能振興イベントの開催 ・「島根の職人技」をPRする動画を作成 ・技能検定受検料の減免を実施 	商工労働部 [雇用政策課]

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
52		交通系 I C カード 整備支援事業	96,314 [うち補正] 96,314	新型コロナウイルスの感染防止や利便性向上等のため、公共交通事業者が実施する設備整備に要する経費を助成 [助成対象者] 石見交通株式会社 [助成対象経費] 交通系 I C カード導入経費 [負担割合] 国 1/3・県 1/3・市町 1/3	地域振興部 [交通対策課]

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
53	新規	営業時間短縮要請協力金	2,500,000 [うち補正] 2,500,000	「まん延防止等重点措置」の適用に伴い実施する、飲食店等に対する営業時間の短縮等の協力要請をふまえ、協力店舗に対して協力金を支給	商工労働部 [商工政策課]
飲食店等への営業時間の短縮等の要請内容					
対象区域		県内全域			
対象期間		令和4年1月27日(木)～2月20日(日)25日間			
対象店舗		食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等 【対象外店舗】 客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗など (対象外店舗例) 宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、 宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設等			
要請内容		(1) 島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わないこと。 (2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。 ① 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は午後8時までとする。 ② 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わない。 (3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。 (4) この営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、1月30日までに開始すること。 (5) この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。			
協力金の内容					
主な支給要件		<ul style="list-style-type: none"> 通常の営業終了時間が午後8時を超えていること ※ただし「島根県新型コロナ対策認証店」で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を超えていること 原則、全ての期間において島根県の要請に協力すること ただし準備のために協力開始が1月27日に間に合わない場合には、1月30日までに協力を開始し2月20日までの全ての日において協力した場合には要件を満たすこととし、この場合、支給額は協力した日数に応じた算定とする ※「島根県新型コロナ対策認証店」は令和4年1月26日までに認証された店舗が対象 感染防止対策を実施 協力金の支給後に、店名、住所、要請に応じた期間、営業時間、酒類の提供の有無などの実績を公表することに同意すること 			

支給額	(1) 支給単価（1店舗あたり1日あたり）		
	① 中小企業等		
	区分	営業時間	酒類提供
	非認証店	午後8時まで	なし
	単価		
	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円		
	認証店	午後9時まで	可能
		(前年、前々年同期の1日の売上高の3割) 2.5万円～7.5万円	
	認証店	午後8時まで	なし
		(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円	
② 大企業			
区分	営業時間	酒類提供	
非認証店	午後8時まで	なし	
単価			
(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円			
認証店	午後9時まで	可能	
			(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円以下の場合) 売上高減少額の4割 又は 1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額
(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円超の場合) 20万円 又は 1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額			
認証店	午後8時まで	なし	
	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円		
※中小企業においても、この方式を選択可			
(2) 支給額 : ((1)の支給単価) × (要請に応じた期間の日数)			
要請に応じた期間		算定日数	
全期間(1/27～2/20)の場合		25日	
準備期間を取り入れた場合			
①	1/28～2/20の場合	24日	
②	1/29～2/20の場合	23日	
③	1/30～2/20の場合	22日	
申請期間	要請期間終了後、概ね1ヶ月間を予定		